

【学生の皆さんへ】新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた最大限の取組へのお願い

〔令和4年2月24日改訂〕

- 本県では、新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づき、令和3年9月13日から本年3月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところです。
- このような中、本県におけるオミクロン株の感染拡大は依然として高い水準で続いているため、感染拡大リスクを確実に低減させるための効果的な対策をしっかりと講じていく必要があります。
- 学生の皆さんにおかれましては、家庭内での感染防止対策の徹底（「家庭内で広げない」ための対策、ファミリーマスクの着用）、運動時におけるマスクの原則着用など新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた『最大限の取組』を是非ともお願いします。

基本的な感染対策の徹底等について

- 日常生活を営むに当たり、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染対策を徹底するとともに、十分な換気（30分間に1回程度）を行う。冬季は暖房使用により換気がおろそかになりがちなため、特に定期的な換気に留意する。
- 家庭内の感染が非常に多く確認されていることから、以下の対策を徹底する。
 - ・ 発熱の有無に関わらず、喉の痛みや咳など、少しでも体調の悪い場合には、速やかにかかりつけ医や医療機関で受診するとともに、念のため陽性反応が出る前から生活区域を分離するなど、「家庭内で広げない」ための対策を徹底する。
 - ・ 家庭内において会話をする際には食事の際も含め、マスクの着用（ファミリーマスク）を徹底する。

外出について

- 人混みへの外出、密閉・密集・密接の「三つの密」がある場への外出、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用を自粛する。
- 通学、通院、生活必需品の買い出し、ワクチン接種などを除き、外出や他の市町村への移動の際には、県からの感染状況等の情報をよく把握した上で、慎重に判断して行動する。また、まん延防止等重点措置の対象区域である都道府県への移動は、通学、通院などやむを得ない事情がある場合を除き自粛する。（3月6日まで）

会食について

- 感染リスクの高まる会食（同一グループの同一テーブルでの5人以上）での会食については、自粛すること。（3月6日まで）
- 会食に際しては、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用は避け、『やまなしグリーン・ゾーン認証施設』を利用するとともに、その施設が定める感染防止ルールを厳守する。

※『やまなしグリーン・ゾーン認証施設』：事業者が行う感染防止対策が山梨県が示す基準に適合しているものとして認証する制度（グリーン・ゾーン認証制度）により認証を受けた施設



COCOAの利用について

- スマートフォンを活用して感染者と接触した可能性がわかる接触確認アプリ（COCOA）を利用する。

※ 県からの新型コロナウイルス感染症拡大防止への協力要請の詳しい内容については、山梨県ホームページを御覧ください。

《HPアドレス》 <https://www.pref.yamanashi.jp/>